

# 離婚

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

あてはまる手続きをご自身で確認してください。

下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済	
住所 戸籍	住所が変わる方	住所変更 (転入・転出・転居)	※転入・転出・転居のチェック シートも確認してください！		住民課	
	前配偶者と同居中で、生計を別にしている方	世帯分離届				
	姓が変わる方で、マイナンバーカード または住民基本台帳カードのいずれかを お持ちの方	氏名変更	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード			
	姓が変わる方で旧姓の印鑑で印鑑登録している方	再登録が必要です。				
	離婚後も婚姻中の姓を引き続き使用したい場合	離婚の際に称していた氏を称する届 (戸籍法77条の2の届)	※受付窓口でご相談ください。			
お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子縁届など	※受付窓口でご相談ください。				
保険 年金	国民健康保険に加入中で、姓など保険証の 記載に変更がある方	新しい保険証の交付	変更前の国民健康保険証		長寿福祉課	
	姓が変わる方で、75歳以上の方または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	新しい後期高齢者医療保険証の交付 (後日郵送)	変更前の後期高齢者 医療保険証			
	姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で 各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は 勤務先へお問い合わせください。	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など			
	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、 国民健康保険に加入する方 ※資格喪失日より14日以内	国民健康保険の加入	前配偶者の勤務先の 健康保険の資格喪失証明書			
	年金を受給している方 (マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない方など)	国民年金の加入 (20歳から60歳未満) 年金の氏名変更 ※共済年金の方は共済組合へ届出				住民課
高齢 障がい	姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の氏名変更 (後日郵送)	介護保険証		長寿福祉課	
	姓が変わる方で障がい者手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	・身体障がい者手帳 ・療育手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳			
	重度障がい者の医療受給資格をお持ちの方	重度障がい者医療受給者 資格の変更	・重度障がい者医療受給者証 ・健康保険証 ※認印が必要な場合があります。			
子ども	児童手当を受給していて、受給者が変わる方 (0歳～中学生)	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、 勤務先に申請してください。	・請求者の通帳 ・請求者の健康保険証 (3歳未満の子供がいる場合のみ) ※必要なものがそろっていても 窓口へお立ち寄りください。		子ども未来課	
	子ども医療費受給者証をお持ちで 主たる生計維持者が変わる方 (0歳～中学生)	子ども医療費助成の受給者証の 変更・喪失	・子ども医療受給者証 ・健康保険証 (子) ※認印が必要な場合があります。		長寿福祉課	
	放課後児童クラブの利用を希望する方	児童クラブ入所	※受付窓口でご相談ください。		子ども未来課	
	保育園に入園を希望する方	保育園の入園相談				
	保育園に入園しているお子さんがいる方	住所・氏名変更など				
	ひとり親家庭等のご相談	児童扶養手当の認定請求 ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	※受付窓口でご相談ください。		長寿福祉課	
	小中学生のお子さんが出て、経済的な事情がある方	就学援助の相談・申請 就学援助申請書	※受付窓口でご相談ください。		教務課	
特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更	※受付窓口でご相談ください。		子ども未来課		
税・ 料金	水道の利用者名義が変わる方	利用者名義変更届	※受付窓口へお越しください。		建設課	
	農業集落排水の利用者の名義が変わる方 (ハツ並、吉岡、土佐井地区)	利用者変更届				
	税・料金等の口座を変更する方	口座振替の変更	・預金通帳 ・通帳の届出印		税務課、住民課 建設課、長寿福祉課 子ども未来課	
その他	犬を飼っている方 (所有者などが変わる場合)	登録事項変更届	※受付窓口でご相談ください。		住民課	
	町営住宅を退去する方	町営住宅の退去手続き				
	または町営住宅に入居・同居を希望する方	町営住宅の入居・同居の相談				
	新婚・子育て世帯新生活応援補助金を受けている方		※受付窓口でご相談ください。		企画開発課	
農業者年金に加入している方		※受付窓口でご相談ください。		産業振興課		



# 上毛町役場

開庁時間 あさ **8:30**～ 夕方 **5:15**  
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

※大平支所・出張所では  
受付していませんので  
ご注意ください。

○総務課 72-3111 ○企画開発課 72-3112 ○住民課 72-3116 ○税務課 72-3113 ○長寿福祉課 72-3188 ○子ども未来課 72-3127  
○産業振興課 72-3151 ○建設課 72-3159 ○教務課 72-3165 ○会計室 72-3182

〒871-0992 福岡県築上郡上毛町大字垂水1321番地1

○ホームページ <https://www.town.koge.lg.jp/index.html>



## 手続きチェックシート

### 離婚される方へ

#### 《離婚に関する届出に必要なもの》

- 当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停（裁判）離婚」があります。
- 協議離婚の場合、全国共通の離婚届用紙に夫婦双方の署名と証人(成年2人)の署名のうえ、届出してください。
- 未成年のお子さんがいるときは、夫婦の一方を親権者と定めてください。
- 調停(裁判)離婚の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日から10日以内に届出をしてください。

役場で手続きの際は**本人確認**が必要です。  
以下の書類をお忘れなくお持ちください。

**1点**で  
本人確認が  
できるもの

官公署が発行した顔写真付き  
で身分を証明できるもの

- ・運転免許証
- ・マイナンバーカード
- ・パスポート
- ・障がい者手帳など

**2点**が  
必要なもの

- ・健康保険証
- ・年金手帳
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証  
学生証など

関連する手続きは  
内側にあります

代理人の方が手続きするときは

- ①代理人として来られた方について本人確認をいたします。
- ②手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
- ③番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

※必要な書類がそろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。

